

# Pictet Fund Flash

## アルゼンチン・ペソ大幅下落、他の新興国通貨に影響も

1月23日、アルゼンチン・ペソは同国中銀が相場維持の取り組みを後退させたことなどが影響し、対ドルで2002年以來の大幅な下落となりました。また新興国における社会的緊張の高まりなどの影響もあり、その他多くの新興国通貨も下落しており、今後の新興国通貨の動向には注視が必要と考えます。

### アルゼンチン・ペソ急落、外貨準備高減少でトルコ・リラも最安値

1月23日、アルゼンチン・ペソは同国中銀が相場維持の取り組みを後退させたことなどから下落、ドルに対し14%下げて1ドル=7.9010ペソとなりました。ロイター通信によるとアルゼンチン・ペソの下落率は1日としては2002年以來の大きさです。また、新興国の成長鈍化と社会的緊張の高まりを受け、他の新興市場通貨も一部下落しており、トルコ・リラは過去最安値を更新しました。トルコ・リラは同国中銀が23日に約2年ぶりの為替介入を実施しましたが、リラは一時1ドル=2.3045リラと過去最安値を付けました。

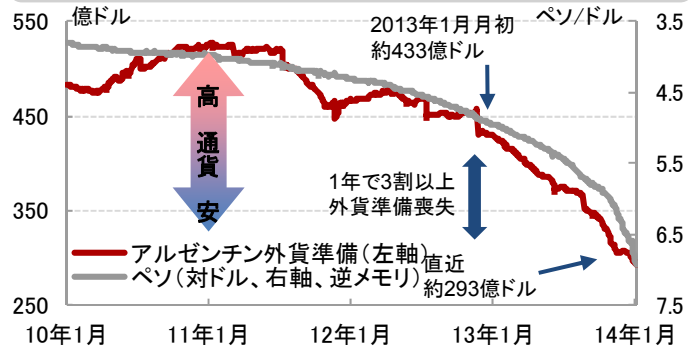
### 外貨準備高の減少などがアルゼンチン・ペソ下落の背景に

外貨準備高の減少を受け、アルゼンチン中銀が為替レートの維持を後退させたことによるペソの急落は、現段階、他の新興国への波及は小幅にとどまっていますが、今後の動向には注視が必要と見えています。アルゼンチン・ペソは対ドルで1ドル=8ペソ近辺まで急落しました。アルゼンチンで実際に使用されている非公式レートは13ペソ近辺まで下落している模様です。アルゼンチン・ペソは資本規制と、為替介入により為替レートをコントロールする政策がとられています。為替介入に使用する外貨準備高が減少する中、アルゼンチン中銀が為替介入を控えたとの観測が通貨下落の背景と見られます。アルゼンチンの外貨準備高は、為替レートの維持に多額の準備高が使われ長期的に減少傾向となっており、過去1年では約3分の1が失われています(図表1参照)。加えて、同国のインフレ率は公式発表で2013年約11%ですが、市場では実際のインフレ率は倍以上との見方もあり通貨安要因となっています。さらに2002年の同国債券の債務不履行(デフォルト)は一部債権者と米国の裁判所での法廷闘争が続いています。裁判の結果によっては同国の財政負担が悪化する恐れもあります。外貨準備が減少する中、財政の悪化が懸念されることから同国の信用力低下懸念も通貨安要因と見られます。

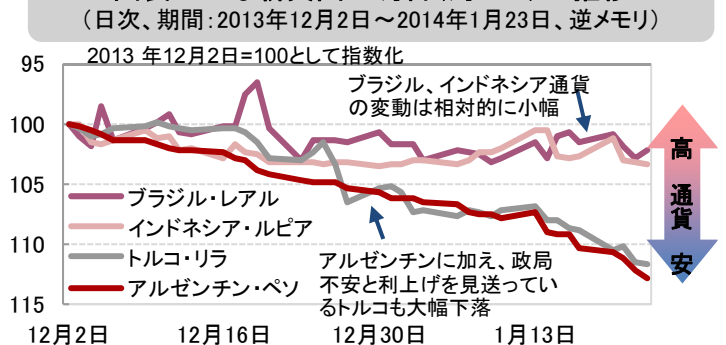
### 新興国通貨全体に与える影響にも注視が必要

他の新興国通貨の動きを見ると、ブラジルやインドネシアのように利上げなど通貨安への対応を行ってきた通貨の変動は小幅ですが、トルコはアルゼンチン同様に売られています(図表2参照)。現段階では新興国の通貨全体に影響が波及するには至っていないと見られますが、事態がいつそう悪化した場合、影響が全体に波及する可能性もあり、注視が必要です。

図表1: アルゼンチン・ペソ(対ドル)と外貨準備の推移 (日次、期間: 2010年1月25日~2014年1月23日)



図表2: 主な新興国の為替(対ドル)の推移 (日次、期間: 2013年12月2日~2014年1月23日、逆メモリ)



出所: ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

過去の実績であり、将来の当ファンドの運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 投資リスク

### [基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- **したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

株式投資リスク (価格変動リスク、 信用リスク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。</li> <li>● 株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。</li> </ul>
為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。</li> <li>● 円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。</li> </ul>
カントリーリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ファンドが実質的な投資対象とする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。</li> <li>● 実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。その他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。</li> </ul>

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### [その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## ファンドの特色

[〈詳しくは投資信託説明書\(交付目論見書\)でご確認ください〉](#)

- 主に新興国の高配当利回りの株式に投資します
  - 特定の銘柄、国や通貨に集中せず、分散投資します
  - 毎月決算を行い、収益配分方針に基づき分配を行います
    - 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
      - 一 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
      - 一 収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。
      - 一 毎年2月、5月、8月および11月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。
      - 一 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※投資にあたっては、以下の投資信託証券への投資を通じて行います。

○ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-新興国ハイインカム株式ファンド(当資料において「新興国ハイインカム株式ファンド」という場合があります)

○ピクテ・ショートターム・マネー・マーケットJPY(当資料において「ショートタームMMF JPY」という場合があります)

※実質組入外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

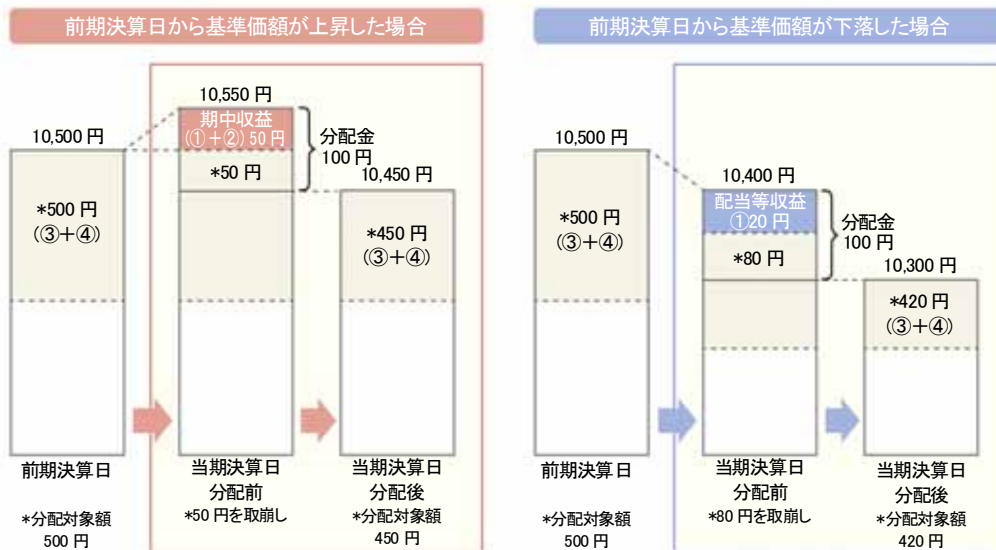
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

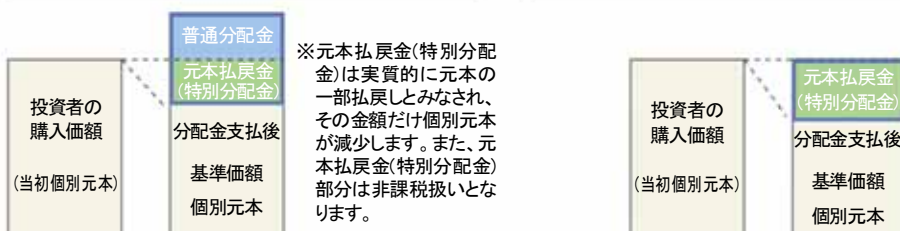


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。  
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。  
(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。



## 手続・手数料等

### 【お申込みメモ】

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える換金はできません。 また、別途、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	平成20年1月31日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

### 【ファンドの費用】

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<b>3.15%</b> <sup>*</sup> ( <b>税抜3.0%</b> )の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。 ※消費税等の税率が8%になった場合は、3.24%となります。 (上記は1口当たりの購入時手数料です。購入時手数料の総額は、これに購入口数を乗じて得た額となります。)
信託財産留保額	換金時に換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額が控除されます。

#### 投資者が信託財産に間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年 <b>1.2075%</b> <sup>*</sup> ( <b>税抜1.15%</b> )の率を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。※消費税等の税率が8%になった場合は、1.242%となります。なお、下記の配分についても相応分上がります。 <b>【運用管理費用(信託報酬)の配分】</b>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率0.3675%(税抜0.35%)</td> <td>年率0.7875%(税抜0.75%)</td> <td>年率0.0525%(税抜0.05%)</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	年率0.3675%(税抜0.35%)	年率0.7875%(税抜0.75%)	年率0.0525%(税抜0.05%)
委託会社	販売会社	受託会社					
年率0.3675%(税抜0.35%)	年率0.7875%(税抜0.75%)	年率0.0525%(税抜0.05%)					
投資対象とする投資信託証券	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>新興国ハイインカム株式ファンド</td> <td>純資産総額の年率0.75%</td> </tr> <tr> <td>ショートタームMMF JPY</td> <td>純資産総額の年率0.3%(上限)</td> </tr> </tbody> </table> (上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。)	新興国ハイインカム株式ファンド	純資産総額の年率0.75%	ショートタームMMF JPY	純資産総額の年率0.3%(上限)		
新興国ハイインカム株式ファンド	純資産総額の年率0.75%						
ショートタームMMF JPY	純資産総額の年率0.3%(上限)						
実質的な負担	最大年率 <b>1.9575%</b> <sup>*</sup> ( <b>税抜1.9%</b> )程度 ※消費税等の税率が8%になった場合は、1.992%となります。 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)						
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 <b>0.0525%</b> <sup>*</sup> ( <b>税抜0.05%</b> )相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。※消費税等の税率が8%になった場合は、0.054%となります。						

※ 当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 【税金】

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して <b>20.315%</b>
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して <b>20.315%</b>

※ 少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAは、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 上記は、平成26年1月1日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ファンドに関する  
お問い合わせ先

ピクテ投信投資顧問株式会社

【電話番号】0120-56-1805 受付時間: 営業日の午前9時~午後5時  
【ホームページ】<http://www.pictet.co.jp>  
【携帯サイト(基準価額)】



## 委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ投信投資顧問株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 / 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) 〈再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社〉
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受け付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行う者)

## 販売会社一覧

## 投資信託説明書(交付目録見書)等のご請求・お申込先

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		○	
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号	○			
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○		
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			
新潟証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号	○			
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社十八銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第2号	○			
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○		○	
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社広島銀行(インターネットバンキング専用)	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○		○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社三菱東京UFJ銀行(インターネットバンキング専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
株式会社山形銀行(インターネットのみ)	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			

## 当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目録見書)等をお渡しますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。